

事業コード	0070201	政策コード	06	政策名	ふるさとの未来を拓く人づくり戦略
事業名	社会教育施設改修事業	施策コード	07	施策名	地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供
		指標コード	02	施策目標(指標)名	良質な芸術・文化体験機会の充実と文化遺産の保存・活用
部局名	教育委員会	課室名	生涯学習課	班名	調整・企画
				(tel)	5181
				担当課長名	橋本 裕巳
				担当者名	佐々木 朋子

評価対象事業の内容

事業年度 令和01年度 ~ 令和02年度

1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか)
秋田市が旧県立美術館を利活用するために実施する改修工事に対して、法令基準への適合に要する経費の一部について補助する。平成31年度内に計画していた工期の延長に伴い、令和2年度に予算を繰り越して実施するもの。

5. 前回評価における指摘事項等
指摘事項

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点
耐震工事の設計の再検討に時間が必要となり、工期が延長となったことから、事業の完成を翌年度に繰り越すこととなった。

指摘事項への対応

2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)
満足度を把握した対象 受益者 一般県民(時期: R02年 12月)
満足度の把握方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
その他の手法 (具体的に 秋田市が補助金実績報告書を提出し供用されている。)
満足度の状況
建築基準法不適格部分の改修、耐震補強を行い秋田市としては満足しているといえる。

6. 事業の内容
事業概要及び推進状況
秋田市による旧県立美術館の改修工事は、令和元年5月に着工し、令和2年11月に完了した。改修工事に対する県の補助金については、令和元年度、2年度それぞれにおいて、当該年度の工事出来高を確認し支出している。建物の改修工事により、耐震補強、避難設備の設置等が行われ、令和2年度末から「秋田市文化創造館」として施設の利活用が行われている。

3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか)
旧県立美術館の改修工事により、現行の法令基準を満たす安全性が確保され、施設の利活用が可能となる。

事業費等		単位(千円)	
内 訳		当初計画事業費	最終事業費
社会教育施設改修事業		164,000	164,000
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
事業費計		164,000	164,000
財源内訳	国庫補助金	0	0
	県 債	0	0
	そ の 他	0	0
	一 般 財 源	164,000	164,000

4. 目的達成のための方法
事業の実施主体
県
事業の対象者・団体
秋田市
達成のための手段
改修工事に対する補助

当初計画及び最終の事業費比較
最終事業費 / 当初計画事業費 =(1)

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 旧県立美術館の建物に耐震補強、避難設備の設置等が行われたことにより、秋田市による施設の利活用が可能となった。「秋田市文化創造館」として令和3年3月に開館しており、県民、市民の創作活動等に利用されている。

8. 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体	
目標a	0	0	0	0	0	0	0		
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a / b									0%
データ等の出典									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体	
目標a	0	0	0	0	0	0	0		
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a / b									0%
データ等の出典									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定できなかった場合の効果の把握方法

指標を設定できなかった理由
 本事業は、各種法令基準への適合に向けた改修工事の経費の一部を補助するものであり、指標設定はなじまないものである。

成果(見込まれる効果)
 事業目的の効果把握は、改修工事が完了し、施設が供用されることにより確認できる。

所管課の評価				評価結果
有効性の観点	住民満足度の状況 a b c 【b又はcの場合の分析】			A B C
	事業の効果 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】			
	秋田市が実施する改修工事の出来高に応じて補助金を支出するものであるため、指標を設定していない。改修工事がおこなわれることにより安全性が高まり、施設の利活用が図られることから、有効性が認められる。			
効率性の観点	事業の経済性の妥当性 適用の可否 可 不可 a 1.0~ b 0.8~1.0 c ~0.8 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】			評価結果 A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	$\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] =$			
	秋田市が改修工事の契約を行う際に競争入札を実施している。			
総合評価	A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い)			改修工事によって施設の利活用が可能となり、令和2年度末から「秋田市文化創造館」として施設の利用が開始している。施設の利活用のための経費として、有効な事業(秋田市による改修工事)を補助したと認められる。
	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)			
政策評価委員会意見				

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	2			
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
計			4	4		A	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	2		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計			2	2		A

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果} / \text{最終事業費}}{\text{当初計画時の効果} / \text{当初計画時事業費}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	A	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		